

香美町建設工事等入札参加者選定要綱

香美町入札参加者審査会（以下「審査会」という。）は、指名競争入札参加者を審査するに当たり、審査の基準を次のとおり定める。なお、審査会での審査を要しない契約予定金額の業者選定においても、この基準を準用することとする。

- 1 工事等の契約予定金額を基準として、別表第 1「契約予定金額による指名業者数の基準」に定める数の業者を指名するものとする。
- 2 1により選定する業者は、別表第 2「契約予定金額による等級別指名業者の基準」に定める標準範囲及び特例範囲に該当する有資格者とし、町内業者（町内に本店、支店、営業所等を有する業者）を優先する。なお、有資格者が少数のときは、上位又は下位の等級に属する業者を指名することができる。
- 3 2に定める土木及び建設業者の等級は、経営事項審査結果通知書の工種ごとの総合評点を基準とし、別表第 3「経営事項審査結果等による等級格付の基準」により区分を行う。なお、業務委託業者については、業務実績高を基準とする。
- 4 災害復旧工事等工事箇所数の増大により、上記 1 又は 2 の規定により難しいときは、等級外の業者を指名することができる。
- 5 指名に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにする。
 - (1) 指名時点での受注工事の状況
 - (2) 工事施工についての技術的適正
 - (3) 過去における工事の実績及び工事成績
 - (4) 指名時点での経営状況
- 6 この告示は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 34 号）

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日告示第 108 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日告示第 100 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 56 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日告示第 32 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 項関係）

契約予定金額による指名業者数の基準

単位：千円

契約予定金額		5,000 未満	5,000～ 10,000	10,000～ 30,000	30,000 以上
業者数	工事	3 者以上	5 者以上	7 者以上	10 者以上

単位：千円

契約予定金額		1,000 未満	1,000～ 20,000	20,000 以上
業者数	業務委託	3 者以上	5 者以上	7 者以上
	物品購入			

別表第 2 （第 2 項関係）

契約予定金額による等級別指名業者の基準

単位：千円

工事種別	格付等級	契約予定金額	
		標準範囲	特例範囲
土木	A	70,000 以上	20,000 以上
	B	20,000～150,000	10,000～250,000
	C	7,000～50,000	5,000～70,000
	D	3,000～20,000	2,000～30,000
	E	7,000 未満	10,000 未満
建築	A	70,000 以上	20,000 以上
	B	20,000～150,000	10,000～350,000
	C	7,000～50,000	5,000～250,000
	D	3,000～20,000	2,000～70,000
	E	7,000 未満	10,000 未満
電気	本店の所在が町内にある全者を指名		
管	施工箇所に応じて本店の所在が香住区または村岡区及び小代区内にある全者を指名		
舗装	A	20,000 以上	10,000 以上
	B	5,000～30,000	3,000～50,000
	C	10,000 未満	20,000 未満
水道施設	施工箇所に応じて本店の所在が香住区または村岡区及び小代区内にある全者を指名		
その他の工種	無区分		
測量・コンサル等	A	20,000 以上	

	B	1,000～20,000
	C	1,000未満

用語の意味

「特例範囲」とは、町内業者（町内に本店、支店、営業所等を有する業者）において、別に定める社会貢献等評価により、一定の基準を満たす業者について標準範囲以外に入札に参加できる契約予定金額の範囲をいう。

備考

- 1 特例範囲を適用し業者選定を行う場合は、発注規模、施工難度等と業者の施工能力等を考え合わせ適正な選定が行われることに配慮し、その選定要素については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の規定により公表を行う業者選定に関する様式中に明記すること。
- 2 役務の提供に係る業務委託については、その都度入札参加者審査会で決定する。

別表第 3（第 3 項関係）

経営事項審査結果等による等級格付の基準

単位：点

格付等級 工事種別	A	B	C	D	E
土 木 ・ 建 築	1,030～	830～1,029	685～829	595～684	～594
電 気 ・ 管	760～	575～759	～574		
舗 装	860～	600～859	～599		
水 道 施 設	1,030～	758～1,029	595～757	～594	
そ の 他 の 工 種	無 区 分				
測 量 ・ コ ン サ ル 等	平均業務実績（千円）				
	A	B	C		
	500,000 以上	100,000～ 500,000	100,000 未満		

備考

- 1 建設工事においては、建設業法の規定より区分した工種ごとの経営事項審査結果における総合評点を基準とする。
- 2 測量・コンサル等の委託業務においては、直近 2 か年の平均業務成績を基準とする。
- 3 共同企業体の等級格付については、香美町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 17 年香美町訓令第 38 号）による。